

## ベネズエラ・ボリバル共和国

2022年4月15日

 牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)  
 同 [近藤綾香](#)

&lt;元となった調査報告書の作成者&gt;

調査日	2022年4月8日
法律事務所	LEGA Abogados. ( <a href="https://lega.law/">https://lega.law/</a> )
担当弁護士	John D. Tucker (Partner)
連絡先	jtucker@lega.law

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令及び個別の分野に適用される法令における規定は存在しない。</p> <p>なお、最高裁判所は、ベネズエラ・ボリバル共和国憲法28条に基づく個人データに対する権利を、個人及び法人が第三者による個人データへのアクセスおよび利用をコントロールすることができる基本的権利であると解釈している。したがって、本人の同意なく個人データを開示することは禁止されている。</p>																										
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定：なし</p> <p>APECのCBPRシステム：なし</p>																										
OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	<p>OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 収集制限の原則</td> <td style="width: 40%;">該当する規定は不見当である。</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 安全保護の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 公開の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 個人参加の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 責任の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> <td></td> </tr> </table>			① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。		② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。		③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。		④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。		⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。		⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。		⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。		⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。	
① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。																										
② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。																										
③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。																										
④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。																										
⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。																										
⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。																										
⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。																										
⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。																										

<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul> </li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul> </li> </ul>
-------------------------------------	--

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

[https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign\\_pi\\_legislation/](https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/)